

松阪市子ども発達総合支援センター「そだちの丘」ご利用までの流れ

はじめに…

「そだちの丘」で福祉サービス(療育)を利用する為には、『通所受給者証』の取得が必要となります。

事前に松阪市役所障がい福祉課(☎53-4082)もしくは、各地域振興局地域住民課へお尋ねください。

①施設見学

(希望者のみ、随時・予約制)

*館内を案内し、施設の概要や提供可能なサービス(療育)の説明を行います。

参加者:保護者のみ(お子様の同行可) ※施設見学は必須ではありません。

②利用前面談

(アセスメント)

*「そだちの丘」では、当施設の利用を希望されている方に、心理士が、利用前のお子様の姿を詳しく把握するための聞き取りを行っています。

参加者:お子様、保護者、「そだちの丘」心理士・児童発達支援管理責任者

持ち物:印鑑、母子健康手帳、発達/知能検査の結果(お持ちの場合のみ)、医療情報提供書(お持ちの場合のみ)

支援検討会議(所内会議)

*多職種の職員が集まり、お子様の様子のご家族の意向、環境面などの情報をもとに、提供サービスについて検討します。

※お子様の発達を促す支援として最適と考えるサービス等を提案するため、ご家族の希望に添えない場合もあります。

③会議の結果報告

*基本的には、電話にて会議の結果報告を行います。

*検討内容について詳しく知りたい場合などは、希望に応じて対面での報告を行います。(要予約)

※対面にて結果報告を行った方は、その場で契約となる場合がありますので、『④利用契約』の内容を事前に確認してください。

④利用契約

*会議の結果報告(電話・対面)を経て、「そだちの丘」が提案するサービス内容に同意していただいた後、契約書類等への署名捺印をお願いします。施設利用方法等の説明も行います。

参加者:保護者、児童発達支援管理責任者 ※担当の相談支援専門員の同席可

持ち物:通所受給者証、印鑑、事前にお渡しした書類(「登録票」、「託児依頼票」等を事前に記入して持参してください)

⑤サービス利用開始

*初回利用日までに通所受給者証が必要となります。

*①、②、④は要予約 松阪市子ども発達総合支援センター「そだちの丘」 ☎(0598)30-4411 【療育支援係】

〈令和6年度版〉